平成２６年（フ）第１７５号
群馬県安中市原市3545番地１
債務者　朝日　尊久
１　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１２２号
千葉県大網白里市富田2133番地12
債務者　高島　美樹
１　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第２５２号
相模原市中央区並木３丁目18番18号　サンシャイン並木107
債務者　畠中　保美（旧姓井筒）
１　決定年月日時　平成26年10月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２５３号
相模原市中央区上溝4077番地２　ウイングＩ203
債務者　譜久原朝寛
１　決定年月日時　平成26年10月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２４９号
静岡県伊東市川奈1211番地の12　グレイス川奈201号、前住所静岡県伊東市川奈1290番地の10　ハイツ幸建201号
債務者　安藝　　桂
１　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２７４号
静岡県沼津市大手町２丁目３番15号　江戸屋マンション701号、前住所静岡県沼津市大手町３丁目５番５号　ＤＯＰＥビル２Ｆ
債務者　柏村　正身
１　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２４号
京都府舞鶴市字森968番地
債務者　井関　信雄
１　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２６年（フ）第３５号
京都府福知山市字天田519番地の８
債務者　岡元　裕之
１　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２６年（フ）第７０３号
堺市北区新金岡町３丁２番８―407号　今井方
債務者　黒岩美千子
１　決定年月日時　平成26年10月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７２６号
堺市南区高倉台３丁１番１―503号
債務者　米田　直邦
１　決定年月日時　平成26年10月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７４１号
堺市南区原山台１丁５番３―402号
債務者　小島　　治
１　決定年月日時　平成26年10月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２９３号
高知市北秦泉寺290番地１　コーポ北秦107
債務者　藤原　勢也
１　決定年月日時　平成26年10月６日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３００号
高知市介良乙3043番地１
債務者　手嶋　　潤
１　決定年月日時　平成26年10月６日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１７号
長崎県五島市大荒町855番地２
債務者　梶本　光義
１　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２６年（フ）第３８００号
大阪府池田市栄本町４番19―202号　永和マンション、前住所大阪府箕面市白島３丁目２番19号　103号
債務者　山本　　修
１　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
５　免責審尋期日　平成26年12月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８３７号
大阪市北区本庄東３丁目３番14号ラピス長柄橋303号室
債務者　戸田　雅彦
１　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
５　免責審尋期日　平成26年12月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８７９号
大阪市阿倍野区旭町３丁目３番７―1401号
債務者　永井美津子こと　萩原美津子
１　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
５　免責審尋期日　平成26年12月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部